

議案第13号 小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令により、本市においても早期退職に係る特別措置の拡充及び従前の勧奨退職に代わる早期退職制度の導入について、新たに制度化を図るもの。

小松島市職員の退職手当に関する条例(昭和29年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が日額で定められている者については、 <u>給料の日額の21日分に相当する額</u> とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「 <u>給料月額</u> 」という。)にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(6) (略)	(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が日額で定められている者については、 <u>退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額</u> とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「 <u>退職日給料月額</u> 」という。)にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(6) (略)	改正
2 前項に規定する者のうち傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37	2 前項に規定する者のうち傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37	改正

年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(小松島市職員の定年等に関する条例(昭和59年小松島市条例第20号。以下「定年条例」という。)第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勅奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、そ

年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げるに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

挿入
改正
改正

の者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の12
5

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の1
37.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の2
00

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(4) 第8条の2第11項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。 追加

	<p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の12</u> 5</p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の1</u> 37.5</p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の2</u> 00</p>	
(整理退職等の場合の退職手当の基本額)	(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)	改正
<p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職 若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権 者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職 した者又は25年以上勤続して退職した者(定年条例第2条の規定 により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の 規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又 はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつ て任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当 の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に 区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とす る。</p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の15</u> 0</p>	<p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月 額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を 乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定によ り退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規 定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又 はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p>	改正

	(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の1 65</u> (3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の1 80</u> (4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u>	(2) <u>地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分 を受けて退職した者</u> (3) <u>第8条の2第11項に規定する認定(同条第1項第2号に係るも のに限る。)を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき 期日に退職した者</u> (4) <u>公務上の傷病又は死亡により退職した者</u> (5) <u>25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職し た者</u> (6) <u>25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤 続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が 市長の承認を得たもの</u> (7) <u>25年以上勤続し、第8条の2第11項に規定する認定(同条第1 項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第15項第3号に規定 する退職すべき期日に退職した者</u>	
2	前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により 退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の 非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除 く。)に対する退職手当の基本額について準用する。	2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により 退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の 非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除 く。)に対する退職手当の基本額について準用する。	
3	第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合 は、次のとおりとする。 (1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の15 0</u>	3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合 は、次のとおりとする。 (1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の15 0</u>	追加

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の1
65

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の1
80

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	改正
第4条第1項及び 第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日に	改正

第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額		において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額	第5条の2第1項第1号	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u>)を乗じて得た額の合計額

改正

第5条の2第1項第 2号	退職日給料月額 に、	退職日給料月額及び退職日給 料月額に退職の日において定 められているその者に係る定 年と退職の日におけるその者 の年齢との差に相当する年数1 年につき <u>100分の2</u> を乗じて得 た額の合計額に、	第5条の2第1項第 2号	退職日給料月額 に、	退職日給料月額及び退職日給 料月額に退職の日において定 められているその者に係る定 年と退職の日におけるその者 の年齢との差に相当する年数1 年につき <u>100分の3</u> 退職の日に おいて定められているその者 に係る定年と退職の日におけ るその者の年齢との差に相当 する年数が1年である職員にあ つては、 <u>100分の2</u> を乗じて得 た額の合計額に、	改正
第5条の2第1項第 2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額 に係る減額日のうち最も遅い 日の前日に現に退職した理由 と同一の理由により退職した ものとし、かつ、その者の同日 までの勤続期間及び特定減額 前給料月額を基礎として、前3 条の規定により計算した場合 の退職手当の基本額に相当す る額	第5条の2第1項第 2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額 に係る減額日のうち最も遅い 日の前日に現に退職した理由 と同一の理由により退職した ものとし、かつ、その者の同日 までの勤続期間及び特定減額 前給料月額を基礎として、前3 条の規定により計算した場合 の退職手当の基本額に相当す る額	

(勧奨の要件)	(退職の理由の記録)	改正												
<p><u>第5条の5 勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨は、その事実について、規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。</u></p> <p>第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td><td>第3条から第5条まで</td><td>第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条</td></tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条	<p><u>第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。</u></p> <p>第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td><td>第3条から第5条まで</td><td>第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条</td></tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条												
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条												

	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額		退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> 退職の日ににおいて定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の		これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の	第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ		同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の		同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
	第6条の2第1号	特定減額前給料	第6条の2第1号	特定減額前給料月額及び特定	

第6条の2第1号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日に おいて定められているその者 に係る定年と退職の日における その者の年齢との差に相当 する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額	月額	減額前給料月額に退職の日に おいて定められているその者 に係る定年と退職の日におけ るその者の年齢との差に相当 する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められて いるその者に係る定年と退職 の日におけるその者の年齢と の差に相当する年数が1年であ る職員にあっては、 <u>100分の2</u>) を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日に おいて定められているその者 に係る定年と退職の日における その者の年齢との差に相当 する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額	月額	特定減額前給料月額及び特定 減額前給料月額に退職の日に おいて定められているその者 に係る定年と退職の日におけ るその者の年齢との差に相当 する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められて いるその者に係る定年と退職 の日におけるその者の年齢と の差に相当する年数が1年であ る職員にあっては、 <u>100分の2</u>) を乗じて得た額の合計額

	第5条の2第1項第 2号イ	第5条の3の規定により読み替 えて適用する第5条の2第1項 第2号イ		第5条の2第1項第 2号イ	第5条の3の規定により読み替 えて適用する第5条の2第1項 第2号イ
	及び退職日給料 月額	並びに退職日給料月額及び退 職日給料月額に退職の日にお いて定められているその者に 係る定年と退職の日における その者の年齢との差に相当す る年数1年につき <u>100分の2</u> を 乗じて得た額の合計額		及び退職日給料 月額	並びに退職日給料月額及び退 職日給料月額に退職の日にお いて定められているその者に 係る定年と退職の日における その者の年齢との差に相当す る年数1年につき <u>100分の3(退 職の日において定められてい るその者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢との 差に相当する年数が1年である 職員にあっては、100分の2)</u> を 乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読 み替えて適用する同号イに掲 げる割合		当該割合	当該第5条の3の規定により読 み替えて適用する同号イに掲 げる割合

(退職手当の調整額)
第6条の4 (略)
2~3 (略)
4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規

(退職手当の調整額)
第6条の4 (略)
2~3 (略)
4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規

定にかかわらず、当該各号に定める額とする。	定にかかわらず、当該各号に定める額とする。	
(1) 退職した者のうち <u>自己都合退職者</u> (第3条第2項に規定する 傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をい う。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が 5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第7号まで又は第9 号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項 第8号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を 適用して計算した額	(1) 退職した者のうち <u>自己都合等退職者</u> 以外のものでその勤続 期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第7号まで又 は第9号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、 同項第8号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規 定を適用して計算した額	改正
(2) 退職した者のうち <u>自己都合退職者</u> 以外のものでその勤続期 間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の 2分の1に相当する額	(2) 退職した者のうち <u>自己都合等退職者</u> 以外のものでその勤続 期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額 の2分の1に相当する額	改正
(3) 退職した者のうち <u>自己都合退職者</u> 以外のものでその勤続期 間が零のもの 零	(3) 退職した者のうち <u>自己都合等退職者</u> 以外のものでその勤続 期間が零のもの 零	改正
(4) <u>自己都合退職者</u> でその勤続期間が10年以上24年以下のもの の 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額	(4) <u>自己都合等退職者</u> でその勤続期間が10年以上24年以下の もの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額	改正
(5) <u>自己都合退職者</u> でその勤続期間が9年以下のもの 零	(5) <u>自己都合等退職者</u> でその勤続期間が9年以下のもの 零	改正
5 (略)	5 (略)	
第8条 削除	第8条 削除 (定年前に退職する意思を有する職員の募集等)	追加
	第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募 集であって、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年か	

ら15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号の別

(2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日

(3) 募集する人数

(4) 募集の期間

(5) 募集の対象となるべき職員の範囲

(6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(7) 第9項の規定による応募(以下この条において単に「応募」という。)又は応募の取下げに係る手続

(8) 第12項の規定による通知の予定時期

(9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとする

ときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問い合わせを受けるための連絡先

(11) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上になるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始および終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるとときは、募集の期間を延長することができる。

6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数(以下この項において「応募上限数」という。)に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合に

は、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、募集実施要項に記載した応募の取下げにかかる期間の末日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(2) 第2項に規定する退職すべき期日が到来するまでに定年に達する者

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意または重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定す

る募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- (1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(第9項第3号に規定する故意または重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するため特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨(認定をしない旨

の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。

13 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員(以下この項及び次項において「認定応募者」という。)が第15項第3号に規定する退職すべき期日(以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。)に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

14 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げる場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

15 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
(2) 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の

規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき(前2号に掲げるときを除く。)

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

16 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項(第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。)及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。